

大分県国土利用計画(第五次)の概要

～県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す～

第1章 県土の利用に関する基本構想

【計画の期間 基準年:平成28年、目標年:平成40年(2028年)】

1 県土利用の基本方針

適切な県土管理実現のための県土利用

○本格的な人口減少社会の到来

- ・住居、都市機能等の中心部や生活拠点への誘導
- ・農地の集積・集約、荒廃農地の発生抑制
- ・森林の整備・保全

自然環境と美しい景観を保全、再生、活用する県土利用

○過去の開発による土地の改変や気候変動等による自然環境の悪化

- ・優れた自然条件を有する地域等を活用した生態系ネットワークの形成
- ・再生可能な資源・エネルギーの循環的利用

安全・安心を実現する県土利用

○自然災害の多発、激甚化

- ・地域の実情を踏まえ災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限
- ・公共施設を安全な場所に立地すること等を通じて居住を安全な地域に誘導

その他の基本方針

- 4 複合的な施策の推進と県土の選択的利用
- 5 多様な主体による県土の県民的経営

2 地域類型別の県土利用の基本方向

都市地域

都市機能の確保や向上、都市のコンパクト化、土地利用の高度化、環境負荷の軽減、災害に強い都市づくり

農山漁村地域

生活基盤の整備、「小さな拠点」の形成、農林業の振興、集落の維持、都市との共生や交流、災害に強い農山村づくり

自然維持地域

原生的な自然環境の保全や再生、適正な管理の下での利用

3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分	基本方向
農地	・食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保と良好な管理 ・担い手への集積・集約化の推進、荒廃農地の発生防止・解消
森林	・森林の適切な更新、多様で健全な森林の整備と保全 ・原生的な森林や水源林の保全
原野等	・貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生 ・採草放牧地等の適正な利用
水面・河川・水路	・適切な維持管理、良好な水辺空間の確保 ・水循環の維持、回復を通じた自然環境の保全・再生
道路	・災害時における輸送の多重制・代替制を確保 ・農道・林道の整備、適切な維持管理
宅地	住宅地 ・既存の住宅ストックの質向上、都市における土地利用の高度化 ・自然的土地利用からの転換の抑制
	工業用地 ・環境保全に配慮した用地の確保 ・工業跡地等未利用地の有効活用
	その他の宅地 ・都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約 ・地域の判断を反映した立地の確保
その他	・公用・公共用施設用地の確保 ・低・未利用地の有効活用

第2章 県土の利用区分ごとの規模の目標

(単位:100ha)

利用区分	平成28年 基準年	平成40年 目標年	増減 (H40-H28)	増減(%) (H40-H28)
農地	561	539	-22	-3.92%
森林	4,527	4,532	5	0.11%
原野等	53	53	0	0.00%
水面・河川・水路	165	164	-1	-0.61%
道路	229	240	11	4.80%
宅地	250	247	-3	-1.20%
住宅地	157	155	-2	-1.27%
工業用地	31	31	0	0.00%
その他の宅地	62	62	0	0.00%
その他	556	567	11	1.98%
合計	6,341	6,341	0	0.00%

第3章 目標を達成するために必要な措置の概要

県土の保全と安全性の確保

- ・自然災害に対応した防災・減災対策の実施
- ・災害リスクの高い地域の指定・公表・規制
- ・災害に強い森林づくり

持続可能な県土の管理

- ・都市の集約化、「小さな拠点」の形成
- ・担い手の確保等による農業の振興
- ・持続可能な森林管理・林業振興
- ・健全な水循環の維持又は回復

自然環境の保全・再生と生物多様性の確保

- ・様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成を段階的・有機的に形づくる
- ・バイオマス等再生可能エネルギーの面的導入

土地利用の転換の適正化

- ・都市部の低・未利用地や空き家等の有効活用
- ・地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用